

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業  
入札説明書等に関する質問・意見への回答(第2回)①  
／ 対話における質問への回答①

令和7年1月20日  
長崎県

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業

入札説明書等に関する質問・意見への回答(第2回)①/対話における質問への回答①

回答番号	質問・意見	資料名	頁	行	項目①	項目②	項目③	項目④	項目⑤	項目⑥	内容	回答
1	質問	入札説明書(回答39)	15	10	3	(2)	2)	②	e		「監理技術者を複数名配置することは可能です」とありますが、要件を満たした監理技術者を複数名申請し、工事着手時に申請した者の中から監理技術者を1名配置してもよろしいと判断してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	意見	別添資料3(回答56) 様式集(様式2-7)	22		様式2-7						「構造等の管理技術者は構成企業とする」とありますが、実際の設計において構造・電気設備・機械設備は建築設計事務所の下請で実施することが通常です。構造・設備担当主任技術者は下請企業を認めていただけないでしょうか。	可とします。その場合、様式2-7の「配置予定技術者欄」に、下請企業の企業名と技術者名をご記載ください。
3	質問	入札説明書	14	32	第3	3	(2)	2)	②		複数の者で建設に係る業務を行う場合(中略)他の者はa)及びb)の要件を満たすこととありますが、参加資格審査申請において、様式2-8、様式2-9は建設統括企業のみが提出し、建設統括でない企業については、上記a)、b)を証明する書面の提出のみで良いとの認識で良いのでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	質問	様式2-9									様式2-9配置予定技術者調書ですが、建設統括でない企業でも必要な場合、工事経歴についての記載は不要との認識で宜しいですか。工事経歴が必要な場合、公共工事のみの記載となるのでしょうか。公共工事の実績が2件以上ない技術者の配置予定は不可となるのでしょうか。	建設統括企業以外からの提出は不要です。
5	意見	入札説明書等に関する質問・意見への回答(第1回)	4	2							質問回答20にて、「PFI事業を実施するすべての企業で構成される～」とありますが、この回答については、PFI事業そのものを共同企業体にて行う際の回答と思われます。SPCを組成して、建設業務及び設計・監理業務をそれぞれ共同企業体で行う予定の場合、参加申請時には建設工事、設計・監理業務における共同企業体協定書の提出は不要として頂きたいと思っております。(他のPFI事業でもあまり提出はもとめられない。又、提案提出スケジュールが短く、詳細な業務区分・コストの算出等が困難なため、SPCとの詳細な業務区分、契約協議等は当選後に行いたい為)	不要とします。

回答 番号	質問・ 意見	資料名	頁	行	項目 ①	項目 ②	項目 ③	項目 ④	項目 ⑤	項目 ⑥	内容	回答
6	意見	入札説明書等に関する質問・意見への回答(第1回)	8	6							質問回答56にて、構造設備等の担当技術者は、構成企業とするとありますが、入札説明書の参加資格要件には、設備設計一級建築士、建築設備士、構造設計一級建築士の要件はなく、法的にも前述の資格を必要とする規模の建築物ではないと存じます。故に担当技術者においては、設備一級建築士、建築設備士、構造設計一級建築士の資格は不要として頂きたいと思います。又、建築担当技術者と照査技術者以外は兼任を可能として頂きたいと思います。	前段:提案される建築物の面積に応じて、建築基準法に基づき必要な配置をお願いします。なお、質問No.2の回答もご参照ください。 後段:可能とします。
7	質問	別添3 様式集(様式1-1,6-9,7以外)	20		様式 2-6						様式2-6に記載している「注)申告実績は、PUBDISの登録内容確認書の写しを提出すること。同確認書で同種工事・同種業務の条件を確認できない場合は、申告実績が確認できる契約図書の写しを併せて提出すること」につきまして、PUBDISに登録されていない実績に対して、申告実績が確認できる契約図書の写しを提出することは認めるとの認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
8	意見	入札説明書等に関する質問・意見への回答(第1回)	8	6							前回質疑回答56にて、構造設備等の担当技術者は、構成企業とするとありますが、入札説明書の参加資格要件には、建築設備士、構造一級建築士の要件はなく、法的にも前述の資格を必要とする規模の建築物ではないと存じます。故に担当技術者においては、建築設備士、構造一級建築士の資格は不要として頂きたいと思います。又、建築担当技術者と照査技術者以外は兼任を可能として頂きたいと思います。	質問No.6の回答をご参照ください。